

令和 5 年度第 19 回庁議提案 審議・報告・その他

提出 日：令和 6 年 1 月 16 日

担当部・課：建設部建築指導課〔内線 5677〕

<b>① 件 名</b>	建築基準法に関する認定手数料の見直しについて								
<b>② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）</b>	<p><b>【背景】</b>            建築基準法等の改正を含む「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が公布され、建築基準法における接道義務及び道路内建築制限の既存不適格となっている建築物で、安全性等から支障がないと特定行政庁が認めた場合、省エネ改修において大規模の修繕又は大規模の模様替えが可能となった。</p> <p><b>【目的】</b>            改正法に基づき、石巻市建築基準等に関する条例の見直しを行い、適切な手数料の徴収を行うもの。</p>								
<b>③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性</b>	<p><b>【根拠法令】</b>            建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）            建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）            石巻市建築基準等に関する条例（平成 17 年条例第 269 号）            脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 69 号）            脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（令和 5 年政令第 279 号）            脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和 5 年政令第 280 号）</p> <p><b>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・<span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">無</span>〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</b></p>								
<b>④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）</b>	<p>令和 4 年 6 月 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の公布</p> <p>令和 5 年 9 月 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令の公布            脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の公布</p>								
<b>⑤ 主な内容</b>	<p>(1) 申請区分・手数料の新設</p> <p>◇大規模の修繕又は大規模の模様替えを行う際、接道義務の既存不適格に係る認定</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">許可等の申請の区分</th> <th style="width: 50%;">手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築基準法施行令第 137 条の 12 第 6 項の規定による認定申請</td> <td style="text-align: right;">27,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>◇大規模の修繕又は大規模の模様替えを行う際、道路内建築制限の既存不適格に係る認定</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">許可等の申請の区分</th> <th style="width: 50%;">手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築基準法施行令第 137 条の 12 第 7 項の規定による認定申請</td> <td style="text-align: right;">27,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	許可等の申請の区分	手数料の額	建築基準法施行令第 137 条の 12 第 6 項の規定による認定申請	27,000 円	許可等の申請の区分	手数料の額	建築基準法施行令第 137 条の 12 第 7 項の規定による認定申請	27,000 円
許可等の申請の区分	手数料の額								
建築基準法施行令第 137 条の 12 第 6 項の規定による認定申請	27,000 円								
許可等の申請の区分	手数料の額								
建築基準法施行令第 137 条の 12 第 7 項の規定による認定申請	27,000 円								

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
【影響・効果】 申請区分に応じて、適切な手数料を徴収することができる。
⑦ 他の自治体の政策との比較検討
【宮城県内の特定行政庁の施行状況】 宮城県、仙台市、大崎市、塩竈市 令和6年第1回定例会にて提案（令和6年4月1日施行予定）
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日
令和6年2月 市議会第1回定例会に石巻市建築基準等に関する条例の一部改正について提案 （施行予定年月日：令和6年4月1日）
⑨ その他